

コーポレートガバナンス・ガイドライン

北興化学工業株式会社
制定 2016年1月4日
最近改正 2026年2月26日

第1章 総則

(本ガイドラインの目的)

第1条 本ガイドラインは、北興化学工業株式会社（以下「当社」という。）が、企業理念および経営の基本方針の実践を通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、当社におけるコーポレートガバナンスの基本的な考え方および枠組みを定めることを目的とする。

《企業理念》

「社会貢献」「環境」「技術」を経営のキーワードとし、全ての人々の幸せのため、食糧の安定供給に寄与する安全で安心な農薬製品および産業活動を幅広く支えるファインケミカル製品を社会に提供していきます。

《経営の基本方針》

『企業理念』の実現に向け、立案した事業計画を着実に実行することにより、持続的かつ安定的な成長を実現し、国内外の産業の発展と豊かな社会づくりに貢献します。また、取締役会を中心とした経営の自己規律のもと、中長期的な企業価値の向上を図るとともに、社会に信頼される企業であり続けます。

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第2条 当社は、株主の権利を尊重し、その実質的な平等性を確保する。

- 2 当社は、経営の透明性を確保するため、会社情報の適時適切な開示に努める。
- 3 当社は、株主との建設的な対話を通じて、経営の質および中長期的な企業価値の向上を図る。
- 4 当社は、株主、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの適切な協働を重視し、健全な企業文化および企業倫理の醸成に努める。
- 5 当社は、取締役会および監査役会の機能が実効的に発揮されるよう、ガバナンス体制の継続的な改善に取り組む。

第2章 株主との関係

(株主総会)

第3条 当社は、株主総会が会社の最高意思決定機関であることを認識し、株主が

十分な検討を行い、適切に議決権を行使できるような運営に努める。

(株主との対話)

- 第4条 当社は、株主との建設的な対話を重視し、経営戦略、財務方針およびコーポレートガバナンスに関する相互理解の促進に努める。また、建設的な対話を促進するための体制を整備する。
- 2 建設的な対話を目的とする株主からの面談の申し込みに対しては、当社が相当と認める範囲および方法で、企画管理グループ担当役員を中心に様々な機会を通じて対話を持つよう努める。対話を通じて把握した株主の意見等については、適時適切に取締役会等に報告する。
 - 3 株主との対話にあたっては、インサイダー情報を適切に管理する。
 - 4 当社情報は、公平かつ適時適切に開示する。

(反対票への対応)

- 第5条 取締役会は、株主総会において重要な議案に対し相当程度の反対があった場合には、その要因を分析し、必要に応じて株主との対話を行う。

(資本政策)

- 第6条 中長期的な企業価値向上に向け、機動的な成長投資が可能でリスク耐性のある自己資本の水準を確保することを基本とし、成長投資、財務健全性、株主還元の充実のバランスを考慮した最適な資本配分のあり方を目指す。
- 2 資本コストを踏まえたうえで、成長戦略の実践や資本効率向上への取り組みを通じて資本収益性の向上を目指す。
 - 3 株主還元は、財務の健全性や成長投資とのバランスを図りつつ、安定した配当の継続を基本に株主還元の充実に努める。

(政策保有株式)

- 第7条 当社は、事業戦略上の必要性および中長期的な企業価値向上への寄与が認められる場合に、政策保有株式を保有する。
- 2 政策保有株式については、その保有意義を取締役会で検証し、保有の意義の薄れた株式については、取引先との対話、市場への影響、有効な資金活用の有無等を総合的に考慮したうえで、保有の縮減等の検討を行う。
 - 3 政策保有株式に係る議決権行使については、当社および投資先企業の中長期的な企業価値の向上の観点から、個別に適切な判断を行う。

(いわゆる買収防衛策の導入)

- 第8条 いわゆる買収防衛策の導入は行わない。
- 2 当社株式が公開買付けに付された場合は、取締役会は考え方を速やかに決定し、ウェブサイトでの公表等を通じて株主に十分かつ明確に説明する。

(株主の利益に反する取引の防止)

第9条 取締役は、会社法および「取締役会規則」に基づき、取締役会の承認を得た場合を除き、当社グループとの関係における利益相反取引および競業取引を行ってはならない。

- 2 前項における取引を行った取締役は、取引の内容が取締役会であらかじめ承認された範囲内である場合は定期的に、また範囲を超える場合は遅滞なく、取締役会に報告しなければならない。

第3章 ステークホルダーとの関係

(行動規範)

第10条 当社は、企業倫理および法令遵守の基盤として「北興化学工業グループ行動規範」を定め、すべての役職員はこれを行動の基準として遵守する。

- 2 当社は、製品の安全性および品質の確保を最優先事項の一つと位置づけるとともに、全ての従業員が安全かつ健康に働くことができる職場環境の整備を重要な責務とする。労働災害の未然防止および撲滅に向けた取組みを継続的に推進し、関連法令および社内規程を遵守した事業運営を行う。

(サステナビリティ)

第11条 当社は、ステークホルダーとのコミュニケーションを重ねながら、社会への価値提供、社会貢献、人的資本経営を推進し、持続可能な社会の実現と持続的な企業価値向上の好循環の実現を目指す。

- 2 当社は、化学メーカーとしての社会的責任を踏まえ、製品の開発、製造、流通、使用および廃棄に至る全ライフサイクルにおいて、環境・労働安全・健康の確保に努める。
- 3 前項の取り組みとして、レスポンシブル・ケアの理念に基づく自主的な活動を推進するとともに、環境マネジメントの仕組みを活用し、継続的な改善を図る。

(人的資本)

第12条 当社は、多様な人材が能力を十分に発揮できる環境整備に努め、人材育成を通じて企業価値の向上を図る。

- 2 ワークライフバランス支援、女性活躍推進、多様性を尊重した登用を進める。

(内部通報)

第13条 当社は、法令違反や不正行為の早期発見および是正を図るため、内部通報制度を整備し、通報者の保護に配慮した適切な運用を行う。

(企業年金のアセットオーナーとしての責務)

第14条 当社は、企業年金制度の運営にあたり、年金受給権者等の中長期的な利益を最優先に考慮し、年金資産の適切な管理および運用が行われるよう責任を果たす。

- 2 当社は、企業年金の運営に関与する人材の適切な配置および育成に努めるとともに、運用状況について必要なモニタリングを行う。

第4章 コーポレートガバナンス体制

(取締役の役割・責務)

第15条 取締役は、株主に対する受託者責任を負っていることを認識し、法令、定款および本ガイドラインを遵守するとともに、当社および株主共同の利益のために行動する。

- 2 取締役は、当社の企業理念および経営の基本方針を踏まえ、中長期的な企業価値の向上の観点から職務を遂行する。
- 3 取締役は、取締役会において建設的かつ自由闊達な議論に参加し、経営陣に対する適切な監督および助言を行う。

(取締役会の役割・責務)

第16条 取締役会は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、企業戦略の方向性を決定し、業務執行を独立した立場で監督する。

- 2 取締役会は、業務執行と監督の役割分担を明確にし、経営戦略、重要投資、資本政策その他の重要事項に関する意思決定に注力する一方、それ以外の業務執行については、適切な範囲で経営陣に委任し、必要に応じて権限分配を見直す。
- 3 取締役会は、経営計画について、その基本的な考え方、前提条件および進捗状況を踏まえ、必要に応じて株主に説明するとともに、計画が想定どおり進捗しない場合には、その要因を分析し、今後の対応方針を検討する。
- 4 取締役会は、経営陣による適切なリスクテイクを支えるため、内部統制、コンプライアンスおよびリスク管理体制の整備・運用を監督する。

(監査役および監査役会の役割・責務)

第17条 監査役および監査役会は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役の職務執行を監査する。

- 2 監査役および監査役会は、独立した客観的な立場から、能動的かつ積極的にその権限を行使し、健全なコーポレートガバナンスの確保に努める。

(取締役・監査役候補の指名および取締役の解任)

第 18 条 役員候補の指名および取締役の解任は、公正かつ透明性の高いプロセスに基づき行う。

2 候補者は、必要な知識・経験・能力・人格および倫理観を備えた者とする。

3 指名および解任に係る具体的な基準および手続は、「取締役・監査役候補の指名および取締役の解任に関する基本方針」による。

(役員報酬)

第 19 条 役員報酬は、その役割・責務にふさわしい水準とし、企業価値の持続的向上への動機付けや優秀な人材確保に資する体系とする。

2 役員報酬の決定にあたっては、客観性および透明性の確保を図る。

3 役員報酬の具体的基準および決定手続は、「役員報酬の決定に関する基本方針」による。

(独立社外取締役)

第 20 条 当社は、取締役会の監督機能を強化するため、独立性を有する社外取締役を選任する。

2 独立社外取締役は、経営陣から独立した立場で、経営に対する助言および監督を行う。

3 当社は、取締役会の実効性確保の観点から、複数名の独立社外取締役を選任するとともに、その独立性については別途定める基準に基づき判断する。

(社外役員会)

第 21 条 当社は、取締役会の監督機能の向上を目的として、社外取締役および社外監査役を構成員とする社外役員会を設置する。

(委員会等任意の機関)

第 22 条 当社は、取締役会の機能の独立性・客観性および説明責任を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の委員会等を設置する。

2 当社は、その一環として「指名・報酬委員会」を設置し、取締役会の任意の諮問機関として位置付ける。

3 指名・報酬委員会は、取締役および監査役の指名、取締役の報酬等について、取締役会の諮問に応じ審議し、取締役会へ答申を行う。

4 指名・報酬委員会は、取締役会の決議により選定された 3 名以上の取締役で構成し、その過半数は独立社外取締役とする。委員長は独立社外取締役から選定する。

(取締役会の実効性)

第 23 条 取締役会は、その構成および運営が実効的に機能しているかについて評価を行い、必要に応じて改善に取り組む。

2 前項の評価は、取締役会自らによる自己評価を基本とし、その結果を今後の取締役会運営の改善に活用する。

(情報提供および支援体制)

第 24 条 取締役および監査役は、職務遂行に必要な情報提供および社内外の支援を受けられることができる。

(取締役・監査役のトレーニング)

第 25 条 取締役・監査役は、その役割・責務を果たすため必要なトレーニングを継続的に実施する。

2 社外取締役・社外監査役の就任に際しては、当社グループの事業・財務・組織など、受託者責任と法的責任を含む責務を果たすために必要な情報の提供に努める。

(後継者に関する考え方)

第 26 条 取締役会は、経営の継続性を確保する観点から、経営責任者の後継に関する考え方を共有し、必要な検討を行う。

(会計監査人の役割)

第 27 条 会計監査人は、財務報告の信頼性を確保する重要な担い手として、独立した立場から適正な監査を行う。

2 当社は、会計監査人がその役割と責務を十分に果たすことができるよう、必要な情報提供および適切な連携を行う。

3 取締役会および監査役会は、会計監査人の独立性および監査の品質について適切に確認・評価し、健全なコーポレートガバナンスの実効性向上に資するよう努める。

第 5 章 その他

(例外措置)

第 28 条 本ガイドラインに定める方針について、特別な事情により例外的な取扱いが必要となる場合には、その合理性を踏まえ、取締役会において適切に判断する。

(他の開示文書との関係)

第 29 条 本ガイドラインの具体的な内容は、コーポレートガバナンス報告書等により補足説明する。

(改廃)

第 30 条 本ガイドラインの改廃は、取締役会の決議により行う。

以上

施行日:2026 年 2 月 26 日

決裁者:取締役会